

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>定刻になりましたので 平成29年 第9回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中15名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p>
秋國会長	(議長あいさつ)
議 長	<p>議事に先立って議事録署名委員の指名をさせていただきます。</p> <p>9番 茅嶋委員、10番 野口委員を指名しますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案第47号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第47号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号42号 申請地は、国見町岐部字 [] 地目が畑、面積が702㎡ほか畑が7筆、田が1筆 計9筆の3, 729㎡です。</p> <p>渡人は、大阪市平野区の [] さん [] 歳。受人は、国見町岐部の [] さん [] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人は、県外在住により農地の管理ができないため。受人は、経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号43号 申請地は、安岐町西本字 [] 地目が畑 面積421㎡ほか畑が1筆の計2筆で866㎡です。</p> <p>渡人は、安岐町西本の [] さん。受人は、安岐町西本の [] さんです。</p> <p>申請事由は、渡人は会社員で農地が管理出来ないため。受人は経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号44号 申請地は、国見町岐部字 [] 地目が畑 面積532㎡のほか畑が1筆、田が5筆で計7筆</p>

8, 843 m²です。

渡人は、国見町岐部の [] さんです。受人は、国見町岐部の [] さんです。

申請事由は、渡人は高齢により管理出来ないため。受人は農地の荒廃防止、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

次に、申請番号45号 申請地は、安岐町大添字 [] [] 地目が畑 面積12, 098 m²です。現地はビワの木が植わっている果樹園です。

渡人は、杵築市の [] さん。受人は、安岐町吉松の [] さんです。

申請事由は、渡人は会社の業務に専念するため管理出来ない。受人は経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。

以上です。

議 長

それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について申請番号42号、43号、44号、45号について事務局から説明がありましたがご質疑等ございませんか。

13番上原委員どうぞ。

13番
上原委員

観光ビワ園だった。前の社長が亡くなって農業をやめた。受人は [] でビワ茶を作るようです。

議 長

その他ございませんか。

(質疑意見なし)

なければ採決にはいります。

それでは議案第47号 申請番号42号から45号の4件について一括承認される委員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議案第47号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。

<p>事務局</p>	<p>次に、議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p> <p>議案第48号 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>申請番号5号。土地の所在は、安岐町馬場字 [REDACTED]、地目が田、面積は203㎡です。</p> <p>申請人は安岐町馬場の [REDACTED] さん。転用の目的は駐車場用地となっています。</p> <p>申請事由は、自宅の横に駐車場が必要なためということです。</p> <p>申請地の周囲は、北側と東側を山林に囲まれた住宅と農地が点在する地域で、農地の集団性のない小規模な農地であることから、第2種農地と判断しました。A3の資料とともにご確認ください。</p> <p>次に、申請番号6号。土地の所在は、国東町小原字 [REDACTED]、地目が田、面積は225㎡です。</p> <p>申請人は別府市鶴見の [REDACTED] さん。こちらは共有地でほか4名となっています。転用の目的は一般個人住宅用地です。</p> <p>申請事由は、持家が無かったため約22年前に住宅を建築した。</p> <p>申請地は、 [REDACTED] から100m、 [REDACTED] から150mの距離にあり、簡易水道管と下水道管が埋設された市道に面した農地であるので、第3種農地と判断しました。</p> <p>無断転用のため始末書を添付しています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法第4条、申請番号5号、6号について説明がありましたが、何かご質疑等ございませんか。</p>
<p>秋国会長</p>	<p>22年前に家を建てたのなら、その時点の農業委員が解らなければいけなかった。22年前から3種農地ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その時点では [REDACTED] も [REDACTED] もなかったのが3種農地ではありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>

なければ採決させていただきます。

それでは、議案第48号、農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号第5号及び6号に承認される方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

賛成多数で承認されました。

続きましては、議案第49号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について説明願います。

事務局

議案第49号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

申請番号19号。土地の所在は、国見町中字 [REDACTED]。地目が畑で、面積は28㎡です。

渡人は兵庫県加古川市の [REDACTED] さん。受人は北九州市小倉南区の [REDACTED] さんです。

転用の目的は駐車場用地です。申請事由は、約20年前からコンクリート舗装を行い駐車場として使用している。

申請地は周囲を住宅に囲まれた農業公共投資の対象となっていない極めて小規模農地な農地であるため第2種農地と判断しました。無断転用のため追認による始末書が添付されています。

次に申請番号20号。土地の所在は国東町来浦字 [REDACTED] [REDACTED]。地目が畑で13㎡です。

渡人は、国東町来浦の [REDACTED] さん。受人は、同じく来浦の [REDACTED] さんです。

転用の目的は進入路となっています。申請事由は、寺の駐車場への進入路が狭く拡幅するためです。

申請地は北西を受人の寺に、東南を渡人の畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない極めて小さな農地で、連担性もないことから第2種農地と判断しました。

以上です。

議 長

議案第49号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申

	<p>請について事務局より説明がありました。ご意見ご質疑等ございましたらお願いします。</p>
6 番 前後委員	<p>申請番号 20 号は分筆しているのですか。</p>
事務局	<p>分筆して頂きました。</p>
前後委員	<p>分筆しない場合はどうなるんですか。</p>
事務局	<p>農地に対して転用面積が適正かどうかの判断になると思います。残地部分が少ない場合は転用後の活用方法を考えてもらって全体を転用する場合もあるでしょうが、基本的には分筆して頂くようにはお願いしています。</p>
議 長	<p>外に何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。 ご意見ないようですので、採決にはいります。 議案第 49 号農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請、申請番号 19 号、20 号について一括承認される委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p> <p>議案第 49 号は全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 50 号 農用地利用集積計画について説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 50 号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めものです。</p> <p>それではご説明いたします。</p> <p>利用権設定数は、田が 42 筆の 40, 151 m²。畑が 1 筆の 5, 652 m²です。計 43 筆の 45, 803 m²です。</p> <p>設定内容別の内訳は、新規が 12 筆の 11, 407 m²、更新が 31 筆の 34, 396 m²です。</p> <p>内訳の地区別、個別については、6、7 ページをご覧ください。</p>
議 長	<p>所有者が亡くなっている場合の契約はどうなるんですか。</p>

事務局	<p>その場合は相続人代表者から全責任を負う旨の宣誓書を提出して頂きます。</p>
14番 河野委員	<p>相続出来てない場合に、宣誓書で中間管理機構で扱えるの。</p>
事務局	<p>相続人がいない場合はその旨を告示するなどで扱えるケースもありますが、相続人がいる場合は相続しないと扱えません。</p>
議 長	<p>それでは、議案第50号農地利用計画について、ご質疑等ございませんか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第50号農地利用計画について承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p>
事務局	<p>議案第50号は承認されました。</p> <p>次に、議案第51号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明をお願いします。</p> <p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。</p> <p>配分計画総数は、田8筆6,678㎡です。詳細については9ページをご覧ください。以上です。</p> <p>それでは、議案第51号農用地利用配分計画について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第51号農用地利用配分計画について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p>

(全 員 挙 手)

議案第51号は、承認されました。

続いて、議案第52号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第52号 農地法の規定による非農地証明書の交付について説明させていただきます。

申請番号39号。申請地は、国東町小原字 [REDACTED]。地目は田。面積は557㎡です。

申請人は、日出町豊岡の [REDACTED] さんです。

申請事由は、平成8年に相続により取得したが、市外在住のため耕作管理が出来ず、20年以上経過し雑木が生い茂り農地としての回復が困難であるために非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域外農地です。

次に、申請番号40号。申請地は、国東町小原字 [REDACTED]。地目は畑。面積203㎡です。

申請人は、別府市鶴見の [REDACTED] さんです。

申請事由は、住宅の北側で日照が悪かったため、農地として20年以上使用しておらず、現在は竹や木が生い茂り、農地としての回復が困難であるために非農地証明を申請するものです。この土地も農振地域外農地です。

以上です。

議 長

農地法の規定による非農地証明、申請番号39号、40号について、ご意見ご質疑等ございませんか。

(意見質疑なし)

それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議案第52号は、承認されました。

以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員